

公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会



平成28年11月14日（月）

◆公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会◆

(略称JNB)

ニュービジネス・ベンチャー企業振興を目的に、業種業態を縦断して組成された、オーナー経営者を中心とした異業種交流会。1985年に経済産業省を主務官庁として設立された社団法人ニュービジネス協議会（略称NBC）が原点。その後、全国各地にNBCが創設され、これらを全国組織化したものが日本ニュービジネス協議会連合会。

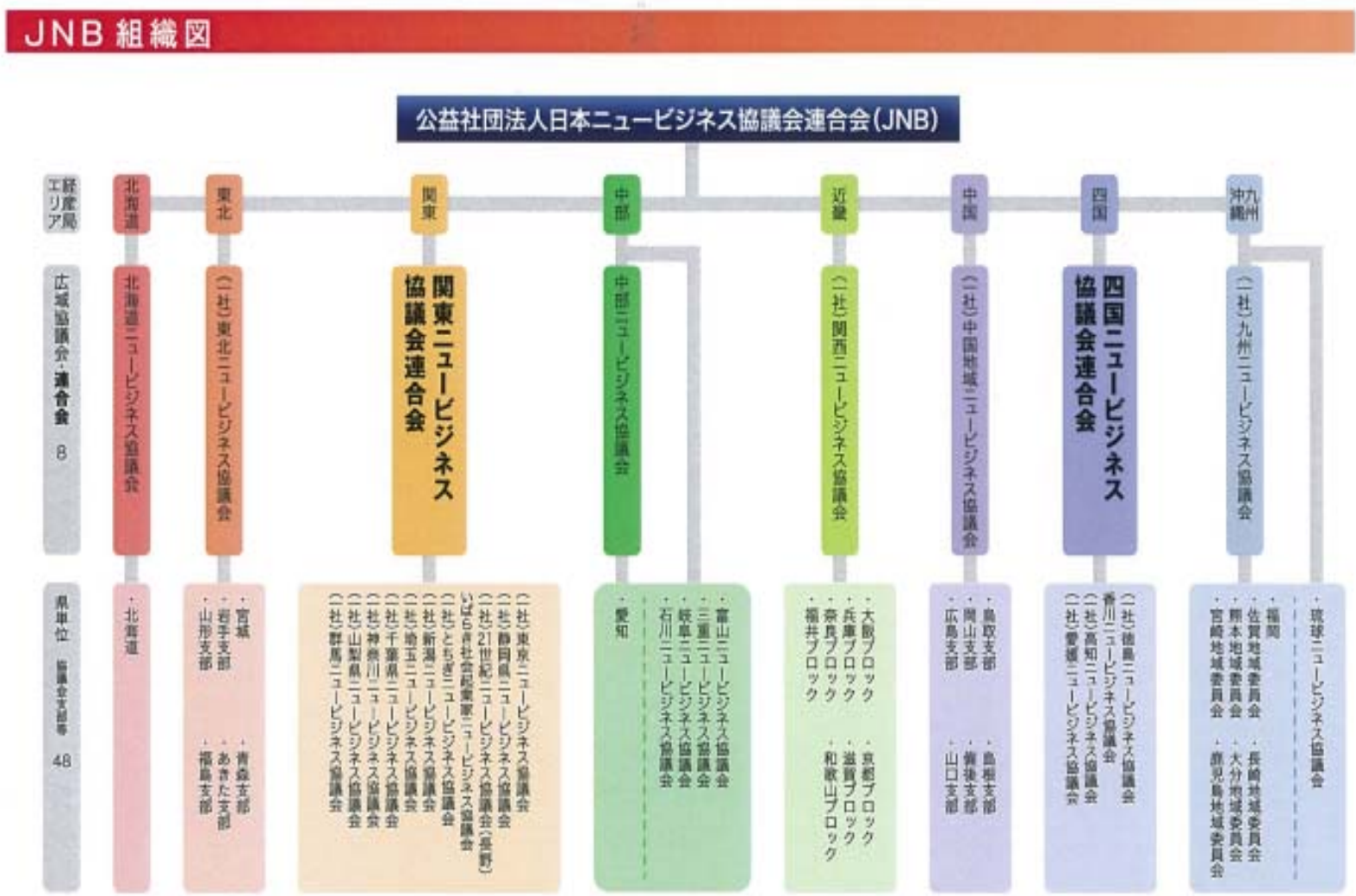
設立は2005年8月。現在、傘下に26団体を数え、北海道から沖縄まで全国の都道府県に拠点を構え、約3,700名の会員が所属している。

JNBは経済・社会構造の変化と技術革新に対応しつつ、全国各地域のニュービジネス協議会の意見を代表し、新規事業に挑戦している各種の事業関係者相互の啓発、連携及び国際交流の促進を図っている。

また、経済産業省・中小企業基盤整備機構や大学諸機関等との連携を深め、ベンチャービジネスを含むニュービジネスについて調査、研究、育成、及び政策提言等を行うことにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、国際的にもわが国のベンチャービジネス・ニュービジネスを代表する全国団体として活動している公益社団法人である。

名称：公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会 <http://www.nbc-japan.net/>
所在地：東京都港区赤坂1-11-28ユニゾ赤坂一丁目ビル7階 03-3584-6077
設立年月日：2005年8月（社団法人ニュービジネス協議会 1985年9月創設）

◇JNB組織図◇



◇ 役員 ◇

2016年10月現在

会 長	池田 弘 NSGグループ 代表 (一社)東京ニュービジネス協議会 顧問
副 会 長	横内 龍三 (株)北洋銀行 代表取締役会長 北海道ニュービジネス協議会 会長 新本 恭雄 セルコホーム(株) 代表取締役社長 (一社)東北ニュービジネス協議会 会長 下村 朱美 (株)ミス・パリ 代表取締役 (一社)東京ニュービジネス協議会 会長 日比野 三吉彦 テンプスタッフ(株) 名誉会長 中部ニュービジネス協議会 会長 小松 範行 栄運輸工業(株) 代表取締役社長 (一社)関西ニュービジネス協議会 会長 細川 匡 デリカウイング(株) 代表取締役会長 兼 CEO (一社)中国地域ニュービジネス協議会 会長 三木 康弘 阿波製紙(株) 代表取締役社長 (一社)徳島ニュービジネス協議会 会長 貫 正義 九州電力(株) 代表取締役会長 (一社)九州ニュービジネス協議会 会長 大山 健太郎 アイリスオーヤマ(株) 代表取締役社長 (一社)東北ニュービジネス協議会 顧問 松田 修一 日本ベンチャー学会 顧問 早稲田大学 名誉教授・商学博士 加藤 雄一 (株)アドバネクス 代表取締役会長 (一社)東京ニュービジネス協議会 特別理事 吉田 總一郎 (株)吉田籐兵衛アンドカンパニー代表取締役社長 (一社)21世紀ニュービジネス協議会 最高顧問 南場 智子 (株)ディー・エヌ・エー 取締役会長 庄司 正英 ピーアークホールディングス(株) 代表取締役会長 (一社)東京ニュービジネス協議会 副会長 吉井 信隆 インターウォーズ(株) 代表取締役社長 (一社)東京ニュービジネス協議会 理事
監 事	梅田 常和 公認会計士 梅田会計事務所 佐藤 歳二 元横浜地方裁判所所長 早稲田大学教授
特別顧問	北畑 隆生 (株)神戸製鋼所 社外取締役 (元経済産業省 事務次官) 清成 忠男 事業構想大学院大学 顧問 (前JNB総研理事長) 野田 一夫 (一財)日本総合研究所 会長 小長 啓一 (一財)産業人材研修センター 理事長
顧 問	高原 慶一郎 ユニ・チャーム(株) 取締役ファウンダー (元NBC会長) 志太 勤 シダックス(株) ファウンダー取締役最高顧問 (元JNB会長) 今野 由梨 ダイアル・サービス(株) 代表取締役社長 (元JNB副会長) 長谷川 裕一 (株)はせがわ 相談役 (元JNB会長)
専務理事	荒木 匠 (公社)日本ニュービジネス協議会連合会 / 常勤
理 事	佐藤 健之 (一社)新潟ニュービジネス協議会 会長 (株)鈴木コーヒー 代表取締役会長 大塚 雅斗 (一社)とちぎニュービジネス協議会 会長 (株)キッズコーポレーション 代表取締役社長 若林 順平 (一社)21世紀ニュービジネス協議会 会長 (株)デンセン 代表取締役社長 平沼 大二郎 (一社)埼玉ニュービジネス協議会 会長 (株)サイホー 代表 鴫田 勝彦 (一社)静岡県ニュービジネス協議会 会長 (株)TOKAIホールディングス 代表取締役社長

「ハンチャー・チャレンジ2020アトバイザリポート」資料



平成28年11月14日（月）

（公社）日本ニュービジネス協議会連合会

会長 池田 弘

I. 地方でのリスクマネーの供給について

- 1) 産業競争力強化法の認定ファンド（通称“**旦那ファンド**”）の**最低規模要件**を現状の20億円から**概ね10億円**に引き下げる

⇒各地域に“**旦那ファンド**”を設立し、地方の起業やイノベーションを支援。

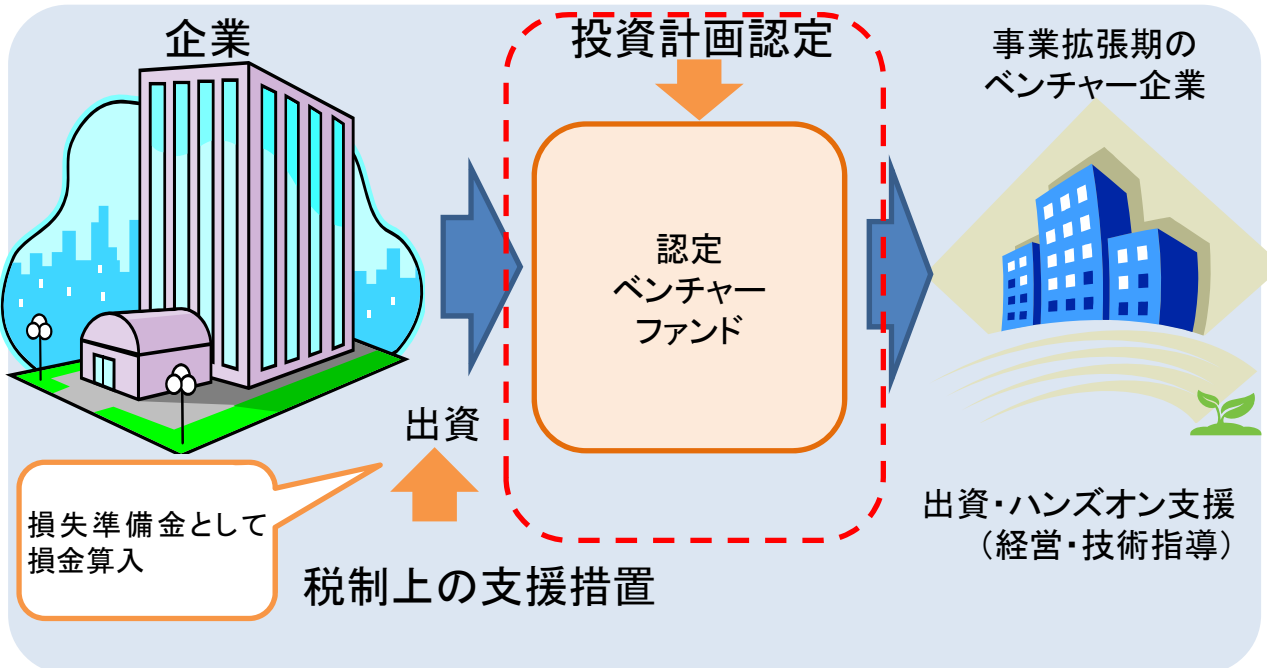
注1) **旦那ファンド**とは：

産業競争力強化法に規定された「企業のベンチャー投資促進税制」の認定ファンドの呼称。主として事業拡張期にあるベンチャー企業に投資するファンドであって、産業競争力強化法に基づき経済産業大臣から投資計画の**認定を受けたファンド**を通じて出資する企業が、**出資額の8割**を限度として**損失準備金を積み立て、損金算入**できる制度。

注2) **平成29年度の税制改正要望**事項として、経産省より同趣旨の提案がなされている。（**次ページ以降P2～5、経産省説明資料参照**）

○事業拡張期にあるベンチャー企業への投資を活性化するための、事業会社によるベンチャーファンドを通じたベンチャー投資を支援する準備金制度について、地方におけるベンチャー投資を拡大するため、地方ファンドの規模要件の見直し等を行った上で延長する。

現行制度 【適用期限:平成28年度末まで】



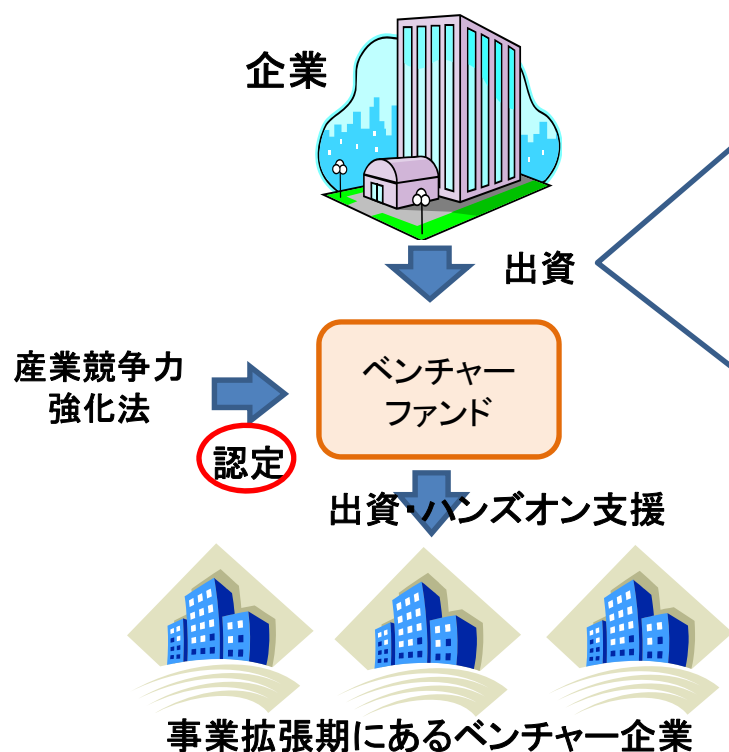
- 【認定要件(概要)】
- ファンド要件
 - 投資事業有限責任組合であること
 - ファンド規模が概ね20億円以上であること
 - 実施期間が10年以下であること
 - 目標内部収益率が15%以上であること
 - 投資計画要件
 - 新事業開拓事業者※1への投資でのみで構成されている計画であること
- ※1新事業開拓事業者の要件
- ・大規模法人グループに属さないこと
 - ・株式会社であること
 - ・非上場・非登録会社であること
 - ・風俗営業を行っていないこと
 - ・暴力団等ではないこと

要望内容

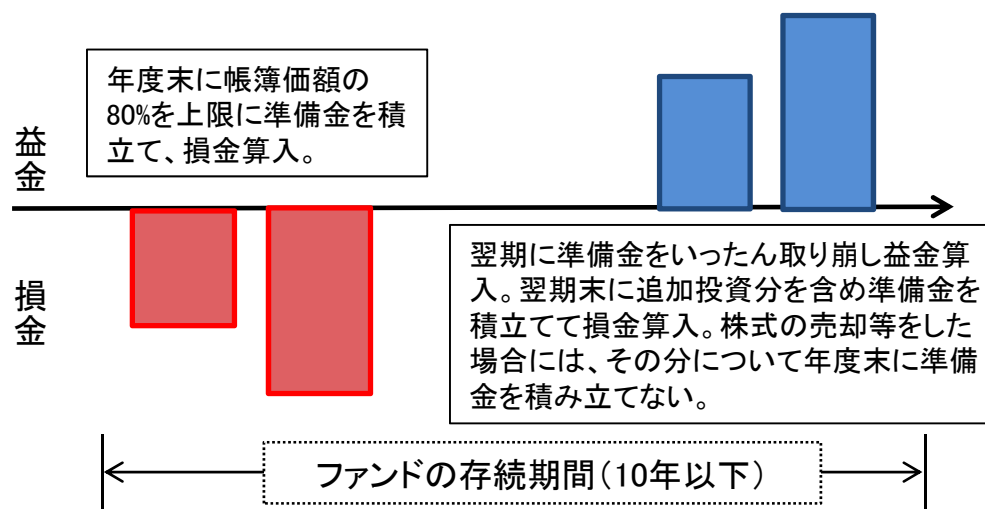
- 適用期限を2年間延長する。(平成30年度末まで)
- 組合の主たる事務所が東京都以外にあるものは、ファンド規模要件を概ね10億円以上とし、目標内部収益率を10%以上とする等、要件を緩和する。

企業のベンチャー投資促進税制の概要

- 産業競争力強化法に基づき、主として事業拡張期にあるベンチャー企業に投資するファンドの投資計画を経済産業大臣が認定。
- 認定ファンドを通じてベンチャー企業に出資する企業は、認定ファンドが有するベンチャー企業株式の帳簿価額の8割を限度として損失準備金を積み立て、その積み立てた額を損金算入できる。



- ① 企業が、認定ファンドが有するベンチャー企業株式の帳簿価額の80%を上限に、損失準備金を積み立て、損金計上する。
- ② 翌年に準備金をいったん取り崩し益金算入。翌年末に認定ファンドが有するベンチャー企業株式の帳簿価額の80%を上限に、再度、損失準備金を積み立て、損金計上する(洗い替え方式)。



※1回に限り、当初の期間を含め最大で13年まで延長可。

※産業競争力強化法施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月末までの約3年間でファンドを認定。認定ファンドの存続期間中は税制措置が継続。

ベンチャー投資に関する現状と課題①

- 平成26年1月20日の制度開始後、認定件数は徐々に増加。
- 我が国のベンチャーファンドは東京に一極集中しており、かつ規模要件でも地域間格差が顕在。

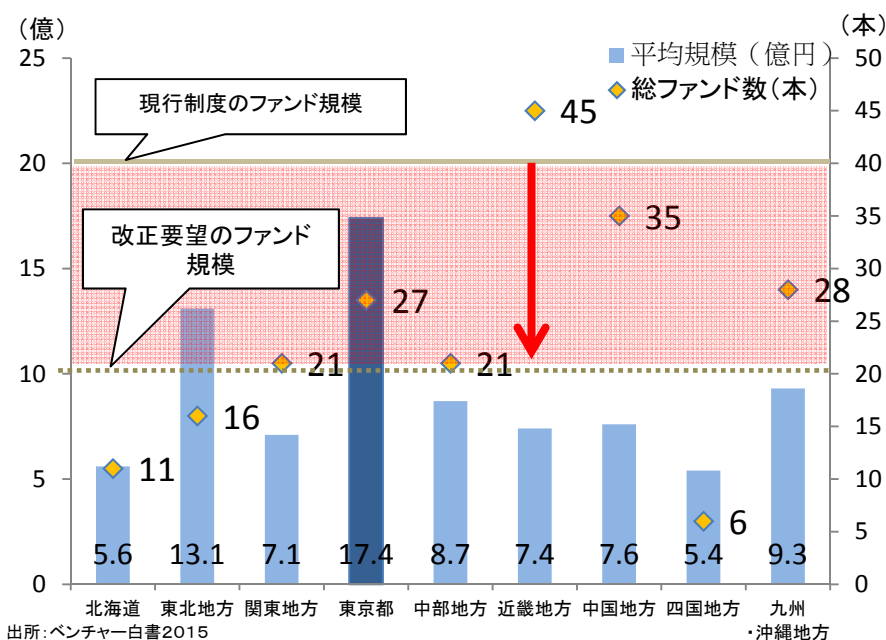
■認定ファンド一覧(平成28年8月1日現在)

	認定年月日	認定を受けた投資事業有限責任組合の名称	無限責任組合員の名称	所在地
1	平成26年11月28日	リード・グロース3号投資事業有限責任組合	・リード・キャピタル・マネージメント株式会社 ・LCP3号有限責任事業組合	東京都
2	平成27年4月10日	次世代日本先端技術育成ファンド投資事業有限責任組合	・合同会社ユーグレナSMBC日興リバネスキャピタル	東京都
3	平成27年4月15日	ファストトラックイニシアティブ2号投資事業有限責任組合	・株式会社ファストトラックイニシアティブ	東京都
4	平成28年5月12日	CatalyST1号投資事業有限責任組合	・カタリストキャピタル株式会社	東京都
5	平成28年6月24日	地方創生新潟1号投資事業有限責任組合	・新潟ベンチャーキャピタル株式会社	新潟県
6	平成28年7月29日	SBIベンチャー投資促進税制投資事業有限責任組合	・SBIインベストメント株式会社	東京都

➡ **年間認定件数は徐々に増加**

■地域別のベンチャーファンドの実情

[地域別ファンド平均規模]



○1982年～2015年までの各地方において設立したファンド規模の平均
(東北地方は、東日本大震災の復興の観点等から大規模ファンドが設立されたことが平均値を押し上げていると推測される)

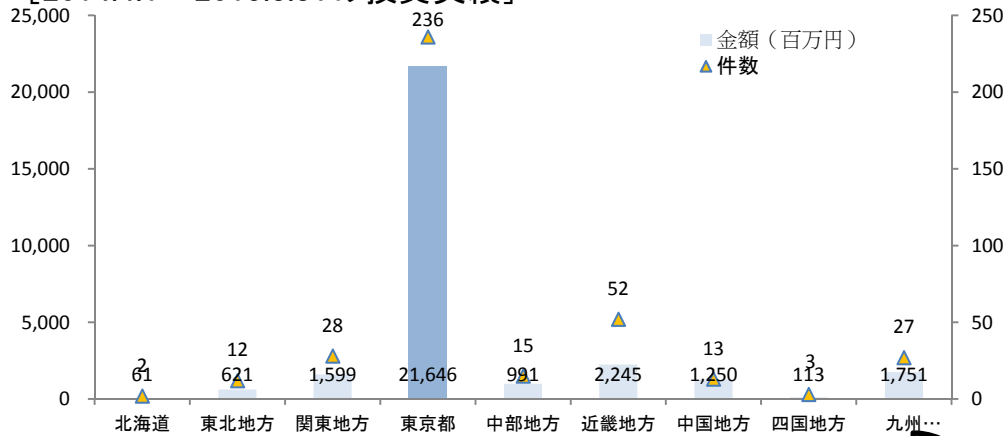
➡ **地方において20億円規模のファンドは極めて少ない。**

東京都以外の地方で投資活動を行うベンチャーファンド(地方ファンド)は、ファンド規模が小さく、組成されているファンドの数も少ない傾向にある。そうした状況を勘案し、所要の見直しを講じる必要がある。

ベンチャー投資に関する現状と課題②

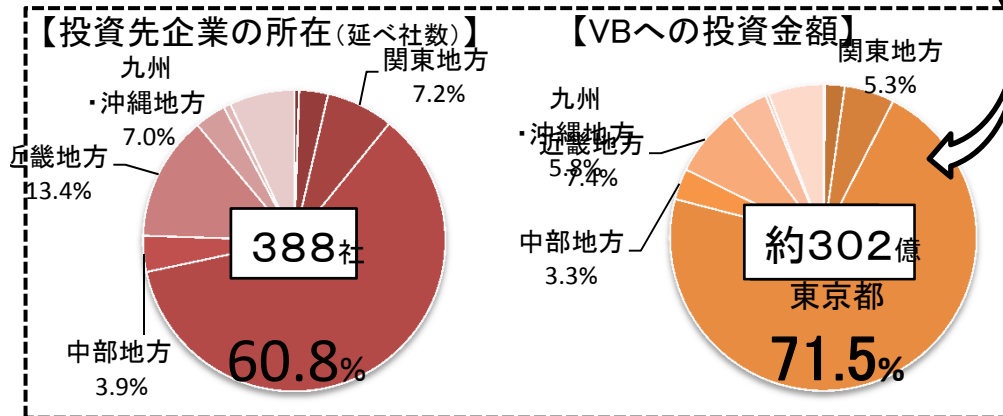
- ベンチャーファンドから投資を受けた「ベンチャー企業(VB)の数」及び「VBへの投資金額」も、東京都に一極集中。
- 各団体からも、認定要件を緩和するニーズが強い。

■投資事業組合における投資先企業の地域分布(新規投資分) [2014.4.1~2015.3.31の投資実績]



出所：ベンチャー白書2015 (VEC)

割合を比べると、



■各団体からの要望

一般社団法人日本経済団体連合会

『「新たな基幹産業の育成」に資するベンチャー企業の創出・育成に向けて～日本型「ベンチャー・エコシステム」の構築を目指して～』
(2015年12月15日)

- 「出資金額の合計(出資約束金額)が20億円以上、投資対象が国内法人のみであることが障害となり現状利用が進んでいない「企業版エンジェル税制(ベンチャー投資促進税制)」も、その適用条件の大幅な緩和が求められる。」

公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会

『地方創生に関する異次元の変革の提言』
(2015年10月)

- 「産業競争力強化法の認定ファンドの最低規模要件を現状20億円から経済規模の小さい地域に関しては5億円に引き下げる。」

新潟市

『平成29年度国の施策・予算に対する提案・要望(経済産業省)』
(平成28年7月)

- 「ファンドの規模やスピード感等が、都市事情や産業構造が各々異なる地方の実態と乖離が見受けられます。このため、ファンドの下限価額を引き下げ、個人・法人とも出資がしやすいファンド組成の小規模化を図るとともに、国においても原資の一部を負担するなど、投資環境の整備・拡充を要望します。」

2) 産業競争力強化法の認定ファンド（通称“旦那ファンド”）の制度を地方における再生ファンドにも拡大適用する

⇒地方において開業率に比して高止まりしている廃業率に関して、従来より地方の経済や文化を支えてきた老舗企業が、後継者難やイノベーション資金の不足等により廃業を余儀なくされるケースも散見される。そのブランド価値や信用力、地域におけるネットワーク力を活かし、再生の可能性を後押しすべきである。



1874（明治7）年創業の新潟の老舗ホテルを、一昨年春よりNSGグループにてリノベーションし、再生に取り組んでいる。

1767年創業の酒蔵を再生。経営者はUターンの業界未経験の若者。さらに老舗味噌蔵の再生にも取組中。

Ⅱ．大都市圏から地方への人材供給について

1) これまでも政府は、企業の本社機能移転・拡充に対する税制支援、学生に対する地方インターンや奨学金の支援制度、地方創生コンシェルジュの設置や官僚や研究者の地方派遣などの手を打ってきたが、現状は厳しい状況が続いている(下図参照)。

2) やはり、大都市圏での社会人経験を活かして地方を活性化したいという強い社会的使命を持った若者に関して、**政府や自治体が数年間、大都市圏の出身企業と地方中核企業との賃金格差の補完を行ない、地方移住を促進する制度を導入すべき。**

3) 地域の経営情報を持つ**旦那衆**が、こうした若者の**メンター**となり、起業や新規事業創出、既存事業の革新などにアドバイスを行なうことが重要。それにより、彼らが起業や新規事業創出、既存事業の革新などに成功する確率が高まり、地方経済をけん引するイノベーションが生まれる。

注3) 11/1に官邸にて開催された「第10回まち・ひと・しごと創生会議」にて、同趣旨の提案を行なっている。

地方創生をめぐる現状認識

出典：「第10回まち・ひと・しごと創生会議」事務局資料より抜粋

①人口減少に歯止めがかかっていない

<H27年>

- ・出生率：1.46
- ・年間出生数：約100万人

②東京一極集中が加速

<H27年>

- ・東京圏への転入超過は約12万人(4年連続増加)

③地方経済と大都市経済で格差が存在

- ・地方経済は人手不足が深刻化
- ・生産性や賃金水準で大きな格差